

(案)

参加と協働のまちづくり条例

目次

前文

第1章 共通の原則(第1条・第2条)

第2章 基本理念(第3条～第5条)

第3章 役割と責務(第6条～第9条)

第4章 参加と協働の約束に基づく制度(第10条～第17条)

第5章 住民投票制度(第18条～第32条)

第6章 その他の事項(第33条・第34条)

附則

春、若草に立ち上る陽炎、咲き誇る五条桜、満ち溢れる水の光。

夏、緑豊かな田園風景、躍動する無数の命、^{みなぎ}漲る活力。

秋、黄金色の稲穂の波、自然の恵みの^{みの}豊り、豊穰の喜び。

冬、寒さの中で絶えることない産業の響き、人々の活動。凍てつく天を指す、春に備えて^{ほうが}萌芽を秘めた木々の梢。

先人たちは、恵まれた自然を活かし、英知と努力によって、歴史と活力のあるまち「おおぐち」を築いてきました。しかし、戦後60年を経過し、少子高齢化や環境問題など暮らしを取りまく社会経済環境は急激に変化しています。そして、地方分権の進展で私たち一人ひとりが地域の課題から眼をそらさず、自らの責任で考え、決め、行動する住民自治の時代が来ています。

幸いにも、私たちのまち「おおぐち」は、「住民の参加と参画のまちづくり」を目標に掲げ、多くの取組みを重ねて、住民、NPO及び企業が協働し、それぞれが活躍する自主と活気に溢れるまちとなっています。

私たちは、まちづくりの主体として、この成果をさらに発展させるとともに、自らの役割と責任を自覚し、一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのある優しい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」をみんなで共有します。

私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範として、「参加と協働のまちづくり条例」を制定します。

第1章 共通の原則

(条例の目的)

第1条 この条例は、参加と協働のまちづくりの基本理念、政策等を定めるとともに、まちづくりの中心となる住民やまちづくりの担い手の役割と地域自治組織、議会や町の執行機関の責任と義務を定め、参加と協働のまちづくりを推進することにより、大口町の発展と住民福祉の向上に継続して取り組むことができるまちづくりを実現することを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 「住民」とは次の三つの者をいいます。

ア 大口町内に居住する個人

イ 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体

ウ 大口町内で公益又は営利を目的に活動している事業所

(2) 「地域自治組織」とは、町の執行機関との協働等により地域自治を推進することができる組織で、秋田区、豊田区、大屋敷区、外坪区、河北区、余野区、上小口区、中小口区、下小口区、垣田区とさつきヶ丘区をいいます。

(3) 「まちづくりの担い手」とは次の三つの者をいいます。

ア 住民や地域自治組織

イ 大口町外から大口町内に通勤又は通学している個人

ウ 大口町のまちづくりに関わる大口町外に居住する個人

(4) 「町の執行機関」とは、大口町の町長、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、固定資産評価委員会や監査委員とこれらに所属する職員をいいます。

(5) 「参加」とは、町の執行機関が行う政策の形成や実施とその評価に、住民又はまちづくりの担い手が意見、提案等を行うことにより意思表示することをいいます。

(6) 「協働」とは次の二つのことをいいます。

ア まちづくりの担い手が、営利を目的とせず公共の課題を解決するため、相互に連携や協力をすること。

イ まちづくりの担い手と町の執行機関が、共通の課題を解決するため、相互に尊重しあい、それぞれの知恵と工夫を活かしながら、平等な立場で連携や協力をすること(こののち、「町の執行機関との協働」といいます。)

(7) 「まちづくり」とは、大口町を活性化するため、地域社会が抱えている課題を解決する取組みや地域社会の価値を創造するための取組みをいいます。

第2章 基本理念

(地方自治の基本的な考え)

第3条 地方自治における主権は住民にあり、地方自治は住民の意思と責任で営まなければならない。

2 地方自治における住民主権は、住民が地域社会の在り方に深い関心を持ち、積極的にその意思を表明し、参加と協働の一翼を担うことで実現されます。

3 地域住民に最も身近な組織である地域自治組織が、その地域の課題解決に自ら取り組むことで、地方自治は地域自治へとさらに発展します。

4 住民主権の地方自治と地域自治を実現するためには、それを実現するための大口町の議会(こののち、「議会」といいます。)と町の執行機関の強い意思が必要となります。

5 このため、住民、地域自治組織と議会や町の執行機関は、それぞれが持つ役割と責務を理解し、参加と協働のまちづくりを進めていきます。

(参加と協働の基本的な約束)

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

(1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。

(2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。

(3) 町の執行機関は、まちづくりの担い手の自主的な活動が促進されるよう必

要な連絡、調整等を担います。

- (4) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。
- (5) まちづくりの担い手は、町の執行機関と協働で行う事業に関して、説明の機会、参加の機会や事業の成果に関する報告の機会が認められます。
- (6) 議会と町の執行機関は、まちづくりの担い手が参加と協働を進めることができるよう努力をしなければなりません。
- (7) 町の執行機関は、まちづくりの担い手との協働において、互いに平等な関係を実現しなければなりません。

(参加と協働のまちづくりの姿)

第5条 参加と協働のまちづくりは、大口町のまちづくりを次のように変えます。

- (1) まちづくりの担い手の持つ知恵や工夫をまちづくりに活かすことができます。
- (2) まちづくりの担い手が得意とする分野と町の執行機関が得意とする分野を活かしあうことにより、無駄のない効果のある課題の解決方法を見つけることができます。
- (3) 住民の状況に応じたきめ細かな援助を提供することができます。
- (4) 地域自治組織が地域自治を担うことにより、その地域に根差した課題を地域の特色を活かし効果的に解決することができます。
- (5) 町の執行機関が政策を考える過程で、住民又はまちづくりの担い手に対してその政策についての説明責任を果たすことで、両者の信頼関係を築くことができます。

第3章 役割と責務

(まちづくりの担い手等の役割)

第6条 まちづくりの担い手は、参加と協働のまちづくりの取組みにおいて、責任ある発言と行動に努めます。

- 2 まちづくりの担い手は、町の執行機関との協働で事業を実施しようとするときは、事業を実施する理由、目的等を公表し、事業の実施に当たってはその継続と改善

に努めます。

- 3 住民は、地域自治組織における自らの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めます。

(地域自治組織の責務)

第7条 地域自治組織は、地域住民にとって最も身近な公共的組織として、「一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのある優しい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」を共有できる組織です。

- 2 このため、地域自治組織は、自らが解決できる地域の課題については、主体的に解決に取り組むものとします。

- 3 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関との協働により解決を図るものとします。

(地域自治組織と町の執行機関との関係)

第8条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うため必要となる制度の整備について、地域自治組織と話し合いながらともに取り組みます。

- 2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重しながら地域自治を実現するために必要な権限と財源を、地域自治組織に引き渡すものとします。この場合において、町の執行機関は地域自治組織を自らの組織の一部と解釈してはならないものとします。

(議会の責務)

第9条 議会は、この条例の目的と基本理念を尊重し、住民を代表する意思決定機関としての自覚を持って説明責任を果たし、住民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

(町の執行機関の責務)

第10条 町の執行機関は、この条例の目的と基本理念を理解し、責任を持って政策を実施しなければなりません。

- 2 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備と基盤整備に努めなければなりません。

- 3 町の執行機関は、大口町の職員が参加と協働のまちづくりの意味を理解し、参加

と協働のまちづくりを政策に反映できるよう意識改革や技能の向上を図ります。

4 町の執行機関は、政策を実施する責任やその結果に対する責任を負うとともに、それらを住民又はまちづくりの担い手に説明する責任を負います。

5 町の執行機関は、住民又はまちづくりの担い手の意見が政策に反映されるとともに、政策の実施に参加する機会を持つことができるよう努めなければなりません。

第4章 参加と協働の約束に基づく制度

(参加と協働の制度)

第11条 第5章の住民投票制度のほか、参加と協働のまちづくりを実現するため必要となる制度を次条から第14条までと第16条から第18条までに定めるものとします。

(提案検討会議)

第12条 5人以上のまちづくりの担い手(この場合、一つの住民団体や一つの事業所を1人の住民とする。第16条第1項においても同じ取扱いとします。)の連署により大口町全体を対象とする政策案の提案があったときには、政策案の提案者と町の執行機関がその提案の必要性、実現の可能性等について共同で検討します(こののち、この手続きを「提案検討会議」といいます。)。ただし、次の事項は提案検討会議の対象となる事項からは除きます。

(1) 町の執行機関の権限ではない事項

(2) 議会や町の執行機関の人事に関する事項

(3) 以前に提案検討会議で検討の対象とした事項や第3項に基づき提案検討会議において検討することが適さないと判断されその旨を公表した事項

(4) 第1号から第3号に定めるもののほか、提案検討会議の対象とすることが適当でないと明らかに認められる事項

2 「大口町全体を対象とする政策案」とは、大口町という地域社会に共通する利益を増進するための政策案で、特定の住民、特定の場所や特定の地域の利益を実現するものは除かれます。この場合、地域的な広がりについては、町全域又は町の一部の地域を対象とする場合は地域で一つのまとまりをもった社会といえることが必要となります。

- 3 町の執行機関は、政策案の提案を受け付けたときは、その政策案が提案検討会議において検討することが適したものと否かを判断した上で、その結果について提案を受け付けた日から計算して 14 日以内に理由を明らかにして公表するとともに提案者に通知します。
- 4 提案検討会議は、提案検討会議を開催した日から計算して 90 日以内(やむを得ない理由があるときは、120 日以内とします。)に検討をした政策案を政策とするか否かを決定するものとします。
- 5 提案検討会議で検討をする政策案の受付や提案検討会議の事務は地域協働部地域振興課で行うものとします。

(政策検討会議)

第 13 条 住民の生活や活動とまちづくりの担い手の活動に大きく影響を及ぼすことが予想される政策の実施に当たっては、事前に町の執行機関はその政策の目的、目標、方法その他必要な情報を、住民又はまちづくりの担い手に説明し、意見や提案を受け取るものとします(このうち、この手続きを「政策検討会議」といいます。)

2 町の執行機関は、政策検討会議開催日から計算して 30 日前までに次のことを公表するものとします。ただし、大口町情報公開条例(平成 11 年大口町条例第 28 号。このうち「情報公開条例」といいます。)第 7 条各号の情報に当たるものについては、公表しません。

- (1) 政策検討会議により住民又はまちづくりの担い手から意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料
- (2) 政策検討会議に参加できるものの資格
- (3) 政策検討会議を開催する日時と場所

3 町の執行機関は政策検討会議を開催しようとするときは、政策検討会議開催日から計算して 10 日前までに政策検討会議に参加するものの募集を終了しなければなりません。

4 町の執行機関は、政策検討会議の結果に基づきその政策の実施について再び検討するものとし、その結果を公表するものとします。

5 政策検討会議の事務は、地域協働部地域振興課で行うものとします。

(意見公募手続)

第14条 重要な計画や条例を策定したり変更するときは、事前に町の執行機関は次のことを公表して、住民又はまちづくりの担い手の意見や提案を受けるものとします(こののち、この手続きを「意見公募手続」といいます。)

(1) 意見公募手続により住民又はまちづくりの担い手の意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料

(2) 意見や提案を行うことができるものの範囲

(3) 意見や提案の提出先と提出の方法

(4) 意見や提案の提出期間

2 意見や提案の提出期間は、前項の第1号から第4号までの事項を公表した日から計算して20日以上とします。

3 町の執行機関は、意見公募手続の結果に基づきその政策の実施について再び検討するものとし、その結果を公表するものとします。ただし、情報公開条例第7条各号の情報に当たるものについては、公表しません。

(制度の選択)

第15条 町の執行機関は、第13条の政策検討会議又は前条の意見公募手続のどちらかふさわしい方法により、住民又はまちづくりの担い手からの意見や提案を受けるものとします。

(出前対話)

第16条 5人以上のまちづくりの担い手から町の政策について説明を求める要望があるときは、町の執行機関は、説明の要望のあった政策に関して説明を行ったり、まちづくりの担い手との意見交換を行うものとします(こののち、この手続きを「出前対話」といいます。)

2 出前対話を要望するまちづくりの担い手は、別に定める様式により地域協働部地域振興課に出前対話の申込をするものとします。

3 町の執行機関は、この申込に基づき申込みをした者と出前対話を行う日時、場所等を打ち合わせの上決定するものとします。

(地域懇談会)

第 17 条 町長は、毎年 4 月から翌年の 3 月までの間に一回以上小学校区ごとに、まちづくりの担い手と意見の交換を行うものとします(このうち、この手続きを「地域懇談会」といいます。)

2 地域懇談会を開催する日時や主題は区長会で話し合っ決めて決めます。

3 町長は、地域懇談会で話し合われた内容やこれに対する町の考え方のあらましを、すべての地域懇談会が終了した日から計算して 40 日以内に公表するものとします。

4 地域懇談会の事務は、地域協働部地域振興課で行うものとします。

(元気なまちづくり事業)

第 18 条 町の執行機関は、参加と協働のまちづくり活動を広く把握し支援するため、まちづくりの担い手の登録制度を設けるとともに、登録したまちづくりの担い手が行う事業のうち公益性があると思われる事業を支援します(このうち、この手続きを「元気なまちづくり事業」といいます。)

2 元気なまちづくり事業については、大口町 NPO 活動促進条例(平成 12 年大口町条例第 46 号)に基づき行うものとします。

3 元気なまちづくり事業の事務は、地域協働部地域振興課で行うものとします。

第 5 章 住民投票制度

(住民投票にかけることができる重要事項)

第 19 条 住民投票にかけることができる町政運営上の重要事項(このうち、「重要事項」といいます。)は、現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとします。ただし、次の事項は住民投票にかけることができる事項からは除きます。

(1) 町の執行機関の権限ではない事項

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

(3) 特定の住民又は地域に係る事項

(4) 議会や町の執行機関の組織、人事又は財務に関する事項

(5) 第 1 号から第 4 号に定めるもののほか、住民投票に付すること

が適当でないと明らかに認められる事項

(住民、議会と町の執行機関の責務)

第 20 条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の制度が住民主権の地方自治の実現又は住民の福祉の向上の助けになるものとして健全に機能するよう努めなければなりません。

(住民投票の投票権がある者)

第 21 条 住民投票の投票権がある者(こののち、「投票資格者」といいます。)は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。こののち、「公職選挙法」といいます。)第 22 条の選挙人名簿に登録されている者で、その者に係る大口町の住民票が作成された日(他の市町村から大口町に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。こののち、「住民基本台帳法」といいます。)第 22 条の規定により転入の届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 か月以上大口町の住民基本台帳に登録されているものとします。ただし、選挙人名簿に登録されている者であっても、住民基本台帳法第 24 条の規定により転出の届出をしたものは、投票資格者からは除きます。

(住民からの請求による住民投票)

第 22 条 投票資格者は、前条の投票資格者の総数の 10 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、大口町長(こののち、「町長」といいます。)に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができます。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

(住民投票の形式)

第 23 条 前条第 1 項に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければなりません。

(住民投票の実施)

第 24 条 町長は、第 22 条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければなりません。

2 町長は、前項の規定による告示の日から計算して 90 日以内に住民投票の投票の期日(こののち、「投票日」といいます。)を定め、住民投票を実施するものとします。

(投票所)

第 25 条 投票所は、この条例による住民投票の直前に実施された衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、議会の議員若しくは町長の選挙又は議会の議員若しくは町長の選挙において告示された投票所に準じて設けるものとします。

第 26 条 住民投票の投票を行う投票資格者(こののち、「投票人」といいます。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければなりません。

(期日前投票等)

第 27 条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができます。

(情報の提供)

第 28 条 町長は、住民投票を実施する際には、その住民投票に関する情報を、投票資格者に対して提供するものとします。

(住民投票の成立要件等)

第 29 条 住民投票は、一つの住民投票を行った事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとします。この場合においては、開票作業その他の作業は行いません。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとします。

(投票結果等の告示及び通知)

第 30 条 町長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、

又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、第 22 条第 1 項の代表者及び議会の議長にこれを通知しなければなりません。

(請求の制限期間)

第 31 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 29 条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかった場合を含みます。)には、その投票結果の告示の日から 3 年間は、同一の事項又はその事項と同じ趣旨の事項について、第 22 条第 1 項の規定による請求を行うことができません。

(投票結果の尊重)

第 32 条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の投票結果を尊重しなければなりません。

(投票及び開票)

第 33 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票や開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)や公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)と大口町公職選挙管理規程(昭和 42 年選管規程第 1 号)の例によるものとします。

第6章 その他の事項

(条例の見直し)

第34条 議会と町の執行機関は、地方自治における住民主権を実現するため、この条例が常に社会や大口町の状況に合った内容になるよう努力しなければなりません。

(規則に任せる事項)

第 35 条 第 12 条から第 14 条までと第 16 条から第 18 条までに定める参加と協働のまちづくりを実現するための制度と第 5 章に定める住民投票制度についてはこの条例に定めるもののほか規則で定めるものとします。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。